

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 船舶からの有害水バラストの排出の規制等

一 船舶からの有害水バラストの排出の規制

1 何人も、一定の場合を除き、海域において、船舶から有害水バラスト（水中の生物を含む水バラストであつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）を排出してはならないものとすること。

（第十七条関係）

2 一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶に、二の2の有害水バラスト処理設備証明書の交付又は国土交通省令で定める技術上の基準（以下「有害水バラスト処理設備技術基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣の行う確認を受けた有害水バラスト処理設備を設置しなければならないものとすること。

（第十七条の二関係）

3 一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶ごとに、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならないものとするとともに、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬものとすること。

（第十七条の三関係）

4 一定の船舶の船長は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付け、有害水バラスト汚染防止管理者は、

水バラスト記録簿への記載を行わなければならないものとともに、船長及び船舶所有者は、一定期間水バラスト記録簿を保存しなければならないものとすること。
（第十七条の四関係）

5 日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶及び外国船舶について、それぞれ2から4までの規定のうち一部の規定を適用しないものとすること。（第十七条の五関係）

6 1の規定は、湖、沼又は河川の区域（以下「湖沼等」という。）において航行の用に供する船舟類から有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とす場合について、2から5までの規定は、湖沼等において航行の用に供する船舟類について準用するものとすること。
（第十七条の六関係）

二 有害水バラスト処理設備の型式指定等

1 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の製造を業とする者その他国土交通省令で定める者の申請により、有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有する有害水バラスト処理設備をその型式について指定するとともに、指定を受けた有害水バラスト処理設備が有害水バラスト処理設備技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消

すことができるものとすること。

（第十七条の七関係）

- 2 1の申請をした者は、型式について指定を受けた有害水バラスト処理設備につき、有害水バラスト処理設備証明書を交付することができるものとすること。
（第十七条の八関係）

第二 船舶からの有害水バラストの排出の規制に係る検査等

- 一 定期検査の対象に、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を追加するものとすること。

（第十九条の三十六関係）

- 二 国土交通大臣は、定期検査の結果、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書を交付しなければならないものとすること。
（第十九条の三十七関係）

- 三 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき検査対象船舶の船舶所有者の申請により、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとすること。
（第十九条の四十三関係）

- 四 有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲

示すべき検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならないものとすること。

（第十九条の四十四関係）

五 國土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶に設置された有害水バラスト処理設備若しくは当該船舶に備え置き、若しくは掲示された有害水バラスト汚染防止措置手引書が二の基準に適合しないと認めるとき又は当該船舶の乗組員のうち有害水バラストの取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに関し遵守すべき事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。（第十九条の五十一関係）

第三 所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

一 この法律の施行期日について定めるものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

（附則第二条から第八条まで関係）